

遠隔手話通訳のご案内

秋田県では、手話通訳者が同行できない場合においても遠隔による手話通訳を可能とする遠隔手話通訳を開始しました。

(令和5年4月1日開始)

利用の流れ

①遠隔手話通訳の申請

普段利用される手話通訳の申請と同様にお住まいの市町村にFAXまたはメールで利用申請してください。

②市町村から派遣決定通知の受け取り

派遣決定通知は遠隔手話通訳に使用するので大切に保管してください。

③QRコードの読み取り

LINEアプリの友だち追加から派遣決定通知のQRコードを読み取り、遠隔手話通訳用アカウントの友だちを追加してください。

④遠隔手話通訳を利用

病院などで予定時間にビデオ通話を行うことで遠隔手話を利用することができます。



④遠隔手話通訳を利用



事前に準備しておくこと

①LINEアプリのダウンロード

遠隔手話ではLINEアプリを使用するので
あらかじめダウンロードしてください。



②スマートフォンスタンドの準備

両手で手話ができるようにスマートフォン等
をおけるスタンドなどを用意してください。



③マナーモードの解除及び音量の設定

相手に通訳者の声が聞こえるようマナーモード
を解除し、音量を大きく設定してください。

④スマートフォン等の充電

遠隔手話で使う端末は充電が切れないように
充電してください。

利用できる場面

- ・発熱など感染症の疑いがある場合
- ・手話通訳者の立入が制限されている場合
- ・その他知事が特に必要と認めた場合

注意

- ・スマートフォン等はご自分で用意してください。
- ・利用料は無料ですが、通信料は自己負担になります。

お問い合わせ

秋田県障害福祉課 TEL 018-860-1332

FAX 018-860-3866

mail Shoufuku@pref.akita.lg.jp